（通信傍受規則の一部改正）

第十七条　通信傍受規則（平成十二年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　補則（第二十九条・第三十条） 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　補則（第二十九条） 附則
（関東管区警察局の警察官が行う傍受及び再生への適用） **第三十条**　関東管区警察局の警察官（警察法第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う傍受及び再生に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	［条を加える。］

第三条第一項	警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）	関東管区警察局長
第三条第三項及び第五項、第四条第一項、第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条第一項、第八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十条、第十三条第五項、第六項及び第八項、第十四条第五項、第六項及び第八項、第二十四条第三項、第二十六条第二項並びに第二十八条第二項	警察本部長	関東管区警察局長
第六条第一項	捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。）の課（課に準ずるものを含む。）	関東管区警察局広域調整部広域調整第一課